

令和2年5月4日

休業等の要請期間の延長について

- 令和2年5月4日、政府において、5月6日で期限を迎える緊急事態宣言の5月31日までの延長が決定しました。
- 北海道においても、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「緊急事態措置」を5月31日まで延長するとともに、休業等の要請期間を、当面5月15日まで延長します。

「休業協力・感染リスク低減支援金」については、予めお知らせしたとおり、休業要請の期間延長に伴い、休業のご協力をいただく必要がありますが、今回の期間延長に伴う支援金の取扱いについては、再延長の如何に関わらず、休業、酒類提供時間の短縮を5月15日（金）まで継続していただくことが支援金の支給要件となります。